

2026 年 9 月 25 日

自動車税事務所・佐倉県税事務所からのお知らせ

災害等による自動車税の減免等について

災害等により被災した自動車（軽自動車を除く※）については、自動車税の減免措置等を受けることができます。

【対象自動車：千葉県ナンバーに限る】

①課税除外

災害により運行できなくなった自動車

②減免

災害により 1 か月以上運行することができない期間のある自動車（原動機、動力伝達装置、走行措置等の損傷により運行に支障があり、修理に 1 か月以上の期間を有するもの）

詳しくは、千葉県ホームページをご覧ください。



左の QR コードから、千葉県ホームページへアクセスできます。

※ 軽自動車・二輪車に係る軽自動車税については市町村税のためお住いの市町村にお問い合わせください。

自動車税事務所 0 4 3 - 2 4 3 - 2 7 2 1

佐倉県税事務所 0 4 3 - 4 8 3 - 1 1 5 0